

管轄権を有しない家庭裁判所による自庁処理の判断における裁判所の裁量

【文献種別】 決定／仙台高等裁判所
【裁判年月日】 平成26年11月28日
【事件番号】 平成26年（ラ）第151号
【事件名】 移送決定に対する即時抗告事件
【裁判結果】 原決定取消（確定）
【参照法令】 家事事件手続法9条1項・245条1項
【掲載誌】 判時2288号40頁、判タ1422号138頁

LEX/DB 文献番号 25542619

事実の概要

X（抗告人）とY（相手方）は、平成24年〇月頃から、仙台家庭裁判所の管轄区内で交際をしていた。Xは平成25年〇月頃までに妊娠に気づき、Yとの婚姻を希望するようになったが、Yは平成25年〇月頃、さいたま家庭裁判所の管轄地内に転居した。

Xは、平成25年〇月〇日、出産し、Yに対し、子の認知及び出産費用を求めていたところ、平成26年、Yは、Xを相手方として仙台家庭裁判所に男女関係解消調停事件の申立てをした（前件調停）。平成26年〇月〇日、仙台家庭裁判所において、前件調停の第1回期日が開かれ、当事者双方が出頭し、Yは、認知や出産費用の負担について協議するためには、子との親子関係を確認することが先決であるとして、DNA鑑定を行うよう希望し、Xもそれに応ずる意向を示した。

Xは、平成26年〇月〇日、原裁判所である仙台家庭裁判所に対し、子の法定代理人親権者母として、Yに対し、認知調停（本件認知調停）を申し立てるとともに、同日、同裁判所に対し、Yの婚約不履行による300万円の支払いを求める慰謝料調停（本件慰謝料調停。認知調停と併せて、以下、本件両調停という。）を申し立てた。また、Xは、本件両調停の申立ての際、原裁判所に対し、本件認知調停は、Yが前件調停の期日において、認知調停の中でDNA鑑定を行うことを希望したためにXが申し立てたものであること、本件慰謝料調停と前件調停とは、協議されるべき事実関係がほ

ぼ重なること、子は生後7か月であり、Xがさいたま家庭裁判所に出頭するのは身体的、経済的に負担であること等を理由とし、本件両調停を原裁判所で自庁処理するよう上申した。

これに対し、Yは、最近足の手術をして出頭困難であるとして、平成26年〇月〇日に予定された前件調停の期日に出頭できない旨の連絡をした。裁判所は、その際及び同月頃、改めてYに意見を聴いたところ、Xは代理人弁護士を選任しており、さいたま家庭裁判所への移動が容易であること、Yは足の手術をしたばかりで長距離の移動が難しいことを理由とし、本件両調停を原裁判所で行うことに同意せず、さいたま家庭裁判所で調停が行われる場合にはこれに出席すると回答した。

原裁判所は、平成26年〇月〇日、職権により本件両調停をさいたま家庭裁判所に移送する旨の原決定をしたため、Xはこれを不服として抗告した。

決定の要旨

「同法（家事事件手続法）9条1項は、家庭裁判所は、家事事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認める場合であっても、事件を処理するために『特に必要があると認めるとき』は、職権で、これらを自ら処理することができる旨を定めるところ（自庁処理）、これは、上記の原則的な管轄の定めを前提としても、事案によっては、管轄権を有しない家庭裁判所で調停等を行う方が適切な

場合があるため、このような場合に例外的に家庭裁判所が職権で当該事件を自ら処理することを可能にするものである。これらの規定によれば、法は、自庁処理をすべきかの判断については、原則的な管轄裁判所を相手方の住所地とした法の趣旨を踏まえつつ、当該事件の事案の内容、当該事件が管轄権のない裁判所に申し立てられた経緯等を総合的に考慮して行われる家庭裁判所の合理的な裁量に委ねていると解される。

そうすると、当該事件の事案の内容や当該事件が管轄権のない裁判所に申し立てられた経緯等によれば自庁処理をすべき特段の必要があることが明らかであるにもかかわらず、当該家事事件の申立てがあった裁判所がこれを管轄裁判所に移送した場合には、その移送の決定は、裁量の範囲を逸脱又はこれを濫用した違法なものとなるというべきである。」

「本件両調停は、事案の内容、調停申立ての経緯及び当事者の出頭の確保の観点に照らし、原裁判所で行う方が当事者間の公平に資する上に、話し合いがまとまりやすいと認められるから、法245条1項の趣旨に照らし、これを原則的な管轄裁判所であるさいたま家庭裁判所で行う必要性に乏しく、むしろこれを原裁判所において自庁処理すべき特段の必要があることが明らかに認められる。それにもかかわらず、本件両調停をさいたま家庭裁判所に移送すべきものとした原決定は、自庁処理をすべきかの判断が家庭裁判所の合理的な裁量に委ねられていることを前提としても、本件事情の下では、同判断の際に考慮すべき事情を十分考慮せず、その結果、当事者間の公平を著しく欠くなど法の趣旨に悖る結果を生ずるものであるから、原裁判所に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものというべきである。」

判例の解説

一 家事調停事件の管轄

家事調停事件の原則的管轄は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所にある¹⁾が、合意管轄も認められ、当事者は合意で管轄家庭裁判所を定めることもできる(家事法245条1項)。

Xは仙台家庭裁判所に調停の申立てをしている

が、本件両調停の管轄裁判所は、当事者に管轄についての合意もないことから、Yの住所地を管轄するさいたま家庭裁判所である。本件両調停は申立てを受けた仙台家庭裁判所の管轄に属さない。

二 管轄権を有しない家庭裁判所による自庁処理

家庭裁判所は、家事事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、管轄裁判所に移送するのが原則であるが、事件を処理するために特に必要であると認めるときは、自ら処理することができる(家事法9条1項)。これを自庁処理という。

管轄権を有しない家庭裁判所による移送又は自庁処理については、家事事件手続法は、家事審判規則第4条第1項の規律を維持しており、その趣旨は、事案によっては、管轄権を有しない家庭裁判所で審理をする方が適切な場合があることを考慮したものである²⁾。

自庁処理が用いられる場面としては、1つには、調停事件の管轄はあるが、調停が不成立となり審判に移行したときに、審判については管轄権がないような場合、審判申立て後の不調停の場合にも、審理の経過等を考慮して、特に必要があるとして自庁処理する場合がある。また、例えば、経済的に遠くに行くのは難しい、身体の調子がよくない等の事情が認められる場合に、管轄違いであっても敢えて近い裁判所に申立てがなされる場合がある³⁾。

自庁処理が認められる「事件を処理するために特に必要がある」ときの例として、家事審判事件についてではあるが、①地理的条件・交通機関との関係で自庁処理の方が時間的・経済的に便利な場合、②調査や審問等に必要な参考人などが自庁内に多数居住している場合、③申立人が身体障害等から相手方住所地の裁判所に出頭しがたいのに、相手方にはそうした事情が存在しない場合、④以前に関連事件を処理しており自庁が事情をよくわかっている場合等があげられる⁴⁾。

本決定では、この点につき、本件両調停の事案の内容、調停申立ての経緯、当事者双方の出頭の負担等を詳細に検討し、判断されている。

本決定では、まず、①本件両調停の前提となる基本的な事実関係として、XとYとの男女関係の

問題は、仙台家庭裁判所の管轄区域内で生じたものであること、②本件両調停申立ての経緯は、仙台家庭裁判所には本件両調停の申立てに先立ち、Yが申し立てた男女関係解消に関する前件調停が既に係属しており、その調停の席上でYが、協議を進める前提として、まずDNA鑑定を行って親子関係を確認したいとの意向を示し、Xはこれを受け、認知調停の中でDNA鑑定を行うことを予定して本件認知調停を申し立てたこと、本件慰謝料調停はこれと同時に申し立てられたことを摘示した。そして、この事実関係と本件両調停申立ての経緯等に照らし、前件調停と併せて仙台家庭裁判所で行うのが当事者間の公平に沿い、さらに、さいたま家庭裁判所へ移送することは、実質的にこれらが併せてさいたま家庭裁判所で行われることが容易に予想されることから、当事者間の公平を著しく害するものというべきであると結論づけられている。

当事者双方の負担の検討においては、①Xについては、Xの子は生後1年を経過しない乳児であり、Xがさいたま家庭裁判所に出頭するには相当の困難を伴うことが容易に予想されるとその出頭の困難を認め、②Yについては、もともと自分から仙台家庭裁判所に前件調停を申し立て、実際に現住所から仙台家庭裁判所に一度出頭し、本件両調停の申立てという事情がなければ今後も仙台家庭裁判所に出頭することが予定されており、本件両調停を仙台家庭裁判所で行うとしても、これによって新たな出頭の負担が生ずるものではない（これらの調停の基本的な事実関係がほぼ重なることに照らせば、本件両調停の期日は、前件調停の期日と同一機会に開かれることが予想される。）とした。また、足の手術をしたばかりで長距離の移動が難しいとの主張については、Yの提出する資料を検討しても、Yが受傷や治療のために仙台家庭裁判所に出頭することが著しく困難な状況にあるとは認められないと斥け、さらに、Xは代理人弁護士を選任しており、さいたま家庭裁判所への移動が容易であるとのYの指摘についても、調停期日における充実した話合いのためには、本人であるXの出頭が望まれる場面が生じ得ること、Yも代理人弁護士を選任する予定であると述べていることから重視することもできないとした。

三 不服申立て

1 移送申立権と移送についての裁判に対する不服申立て

平成25年より施行された家事事件手続法では、移送の裁判に対する不服申立てについても旧法家事審判規則第4条の2の規律を維持するとともに、管轄裁判所において裁判を受ける権利は保障されるべきであるという観点から、当事者に管轄違いを理由とする移送申立権を認め（家事法9条1項本文）、併せて申立てを却下する裁判に対する不服申立権を認めた⁵⁾。移送の審判及び9条1項の移送の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる（家事法9条3項）。

2 自庁処理の申立権と自庁処理決定に対する不服申立て

だが、自庁処理自体については、申立権は認められない。また、家庭裁判所が、管轄権を有しない事件について自庁処理する旨の判断をした場合でも、その判断自体に対する不服申立ては認められない。

ただし、家庭裁判所が管轄違い等を理由として移送の裁判をし、自庁処理をしない旨の判断をした場合には、当事者は、移送の裁判に対し即時抗告をすることができ、その中で、自庁処理をしない旨の判断について争うことができる⁶⁾。また、上述のように新法の下では、当事者は、管轄違いを理由として管轄裁判所に移送する旨の申立てをすることができ、申立てを却下する裁判に対しても即時抗告をすることができ、その中で、先の自庁処理の判断について争うことができる^{7) 8)}。自庁処理自体については申立権は認められず、自庁処理する旨の判断に対する不服申立ても認められないが、移送の判断の中には自庁処理の適否の判断が含まれ、その判断の不服を理由として即時抗告をすることができる。

本件でもXは、本件両調停を原裁判所で自庁処理しようとしたが、原裁判所は、さいたま家庭裁判所へ移送する旨の原決定をした。よって、Xは、自庁処理をしない旨の判断を不服として、この移送の決定に対し即時抗告している。

四 本決定の位置付け

本決定は、本件両調停は原裁判所で自庁処理さ

れるべきものであり、原裁判所が、家事事件手続法 245 条 1 項、同法 9 条 1 項に基づき、職権によりさいたま家庭裁判所に移送したのは、原裁判所に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものであって違法であり、原決定は取消しを免れないとした。

本決定は、家事事件手続法 9 条 1 項の「特に必要である」との要件の判断は、「原則的な管轄裁判所を相手方の住所地とした法の趣旨を踏まえつつ、当該事件の事案の内容、当該事件が管轄権のない裁判所に申し立てられた経緯等を総合的に考慮して行われる家庭裁判所の合理的な裁量に委ね」られていると解し、裁判所の裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無について判断している。その判断にあたっては、「当該事件の事案の内容や当該事件が管轄権のない裁判所に申し立てられた経緯等によれば自庁処理をすべき特段の必要」の検討を要するとして、本件における特段の必要の有無につき事実関係を丁寧に認定して判断されている。

「特に必要である」との要件は、本決定をみても個別の事実関係に大きく関わることであり、それゆえに裁量に委ねられているのであろうが、やはり移送判断の不透明は可能な限り回避されるべきである。この点、本決定は、判断理由を丁寧に認定している。また、「特に必要である」との要件は、従前からそれほど厳格に解されていたわけではないというが⁹⁾、本件両調停について自庁処理を行わず、これをさいたま家庭裁判所に移送すべきものとした原裁判所の判断には、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法があるとして原決定を取り消した。平成 25 年より施行された家事事件手続法の下では先例となるものであり、重要な意義を有すると考える。

●—注

- 1) 本決定は、その趣旨を「家事調停の手続は、一般に申立人が相手方のもとに向向いてする方が、申立人と手続に関与させられる相手方の公平の理念に合致するとともに、話し合いもまとまりやすいことを趣旨とするものと解される。」と説く。
- 2) 金子修『逐条解説家事事件手続法』(商事法務、2013 年) 18 頁参照。
- 3) 高田裕成編著『家事事件手続法』(有斐閣、2014 年) 42 頁 [古谷恭一郎] 参照。

- 4) 斎藤秀夫=菊池信男編『注解家事審判規則〔改訂版〕』(青林書院、2008 年) 27 頁、28 頁 [篠清] 参照。
 - 5) 高田編著・前掲注 3) 41 頁 [金子修] 参照。法制審議会非訟事件手続法・家事審判法部会第 7 回会議(平成 21 年 9 月 25 日開催)配布資料 8「家事審判手続に関する検討事項(1)」15 頁参照。
 - 6) 旧法、家事審判規則の下では、家庭裁判所がした管轄裁判所への移送の裁判に対し、自庁処理の必要性があることを理由としてなす即時抗告の申立てはそれ自体理由なしとして棄却した判例(大阪高決昭 39・12・18 高民集 17 巻 8 号 628 頁。嶋田敬介「家庭裁判所が自庁処理をせずに移送の審判をした場合における即時抗告申立の当否」同法 17 巻 6 号 53 頁参照)、また、反対に、抗告の理由とすることができると解する判例(大阪高決昭 36・11・28 高民集 14 巻 7 号 508 頁、判タ 126 号 54 頁。嶋田敬介「家事審判規則第 4 条第 1 項但書の法意」同法 14 巻 6 号 52 頁参照)もある。
 - 7) 高田編著・前掲注 3) 43 頁 [金子修] 参照。法制審議会非訟事件手続法・家事審判法部会・前掲注 5) 15 頁参照。
 - 8) 旧法、家事審判規則の下では、家庭裁判所がした自庁処理の措置に対する移送申立却下の審判に対しては即時抗告の申立ては許されないとして却下した判例(名古屋高決昭 44・1・10 高民集 22 巻 1 号 1 頁、判タ 242 号 324 頁。大西勝也「家庭裁判所が自庁処理に対する移送申立につき却下の審判をした場合における即時抗告申立の可否」民商 64 巻 2 号 202 頁参照)がある。旧法下では、当事者に管轄違いを理由とする移送申立権については規定がなく、この点についても争いがあったが、自庁処理については実務上何らの審判もされず、これに対する移送の申立ても即時抗告も認める規定がないことから、自庁処理の必要性の判断は当該家庭裁判所の裁量事項に委ねられ、当事者はこれに対し移送の申立ても不服の申立ても許されず、当事者が移送の申立てをしたとしても職権の発動を促すにとどまるものであるから、裁判所が移送申立却下の審判をしても当事者は即時抗告できないとした。
- また、移送の審判をしなかった場合であるが、東京高決昭 36・12・1 家月 14 巻 6 号 110 頁、仙台高決昭 38・11・19 家月 16 巻 3 号 111 頁、判タ 165 号 177 頁も同旨である。

- 9) 高田編著・前掲注 3) 42 頁 [増田勝久] 参照。

創価大学教授 小嶋明美